２０２５０３３１情館００５
改正２０２５０４２８情館００１
改正２０２６０７１４情館００３
令和８年１１月１６日

ＩＮＰＩＴ外国出願補助金交付要綱を次のとおり制定する。
令和７年４月１日

独立行政法人工業所有権情報・研修館　理事長　渡辺　治

ＩＮＰＩＴ外国出願補助金交付要綱

（通則）
第１条　ＩＮＰＩＴ外国出願補助金（以下「本補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、独立行政法人工業所有権情報・研修館法（平成１１年法律第２０１号）及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）
第２条　本要綱において、「補助対象者」とは、別紙１に記載した者をいう。
２　本要綱において、「補助事業者」とは、第９条の規定に基づく交付決定の通知を受けた者をいう。
３　本要綱において、「補助対象出願」及び「補助対象手続」とは、別紙２に記載した出願及び手続をいう。

（交付の目的）
第３条　この補助金は、補助事業者による外国における発明、考案、意匠又は商標の権利化に要する経費の一部を交付することで、外国における権利取得を促進させ、国際的な知的財産戦略の構築を支援することを目的とする。

（交付の対象及び補助率）
第４条　独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下「ＩＮＰＩＴ」という。）は、補助事業者が行う本補助金に係る事業（以下「補助事業」という。）に要する経費であって、補助金交付の対象としてＩＮＰＩＴが認める経費（以下「補助対象経費」という。）について予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、別紙４「反社会的勢力排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。
２　補助対象経費の区分、補助率及び上限額は、別紙３のとおりとする。

（補助事業の実施期間）

第５条　補助事業実施期間は、交付決定の日からＩＮＰＩＴが別途定める期日までとする。なお、補助事業者が第１５条の規定に基づく事故等の報告に対してＩＮＰＩＴから指示を受けた場合に限り、指示を受けた期間までを補助事業実施期間とすることができる。

（交付の申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、様式第１による交付申請書に必要な書類を添えて、ＩＮＰＩＴに提出しなければならない。

２　申請者は、別紙３に定める補助金額の範囲内で交付の申請をすることができる。

（電子申請等）

第７条　申請者又は補助事業者は、前条第１項の規定に基づく交付の申請、第１０条の規定に基づく申請の取下げ、第１２条第１項の規定に基づく計画変更の承認申請、第１５条の規定に基づく事故等の報告、第１６条の規定に基づく状況報告、第１７条第１項の規定に基づく実績報告、第１９条第２項の規定に基づく支払請求、第２１条第１項に規定する消費税等仕入控除税額の確定に伴う同項の規定に基づく報告、又は第２３条の規定に基づく権利化状況の報告については、原則、電子情報処理組織を使用する方法（独立行政法人工業所有権情報・研修館法第１２条の規定により準用する適正化法第２６条の３第１項の規定に基づきＩＮＰＩＴが定めるものをいう。）により行わなければならない。

（通知等）

第８条　ＩＮＰＩＴは、第６条第１項の規定により行われた交付の申請に係る次条第１項の規定に基づく交付決定の通知、第１２条第１項の規定に基づく計画変更の承認、第１５条の規定に基づく事故等の報告に対する指示、第１６条の規定に基づく状況報告の要求、第１８条第１項の規定に基づく補助金の額の確定の通知、同条第２項の規定に基づく補助金の返還命令、同条第３項の規定に基づく延滞金の納付命令（第２１条第３項及び第２２条第４項の規定において準用する場合を含む。）、第２１条第２項の規定に基づく補助金の返還命令、第２２条第１項の規定に基づく交付決定の取消し若しくは変更、同条第２項の規定に基づく補助金の返還命令、又は同条第３項の規定に基づく加算金の納付命令について、当該通知等を補助金申請システム又は電子メールにより行うことができる。

（交付決定の通知）

第９条　ＩＮＰＩＴは、第６条第１項の規定による交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、様式第２による交付決定通知書を申請者に通知するものとする。

２　第６条第１項の規定による交付申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、９０日とする。

３　ＩＮＰＩＴは、第１項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第１０条　補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から１０日以内にその旨を記載した書面をもってＩＮＰＩＴに申し出なければならない。

（補助事業の経理等）

第１１条　補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

２　補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度（補助事業者の決算年度。以下同じ。）の終了後５年間、ＩＮＰＩＴの要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（計画変更の承認等）

第１２条　補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第３－１、様式第３－２又は様式第３－３のいずれかによる承認申請書をＩＮＰＩＴに提出し、その承認を受けなければならない。

（１）補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の１０パーセント以内の流用増減を除く。

（２）交付申請時に補助事業により提供を受けようとした役務等（ただし、単価５０万円（税抜）以上のものに限る。）を変更しようとするとき。

（３）補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

（ア）外国の法令及び手続形式に合わせるための形式的な変更である場合

（イ）補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

（４）補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

（５）補助事業の全部又は一部を他に承継させようとするとき。

（６）破産手続き、民事再生手続き等法的整理の手続きを行うとき（代理人による申請を含む。）。

２　ＩＮＰＩＴは、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（契約等）

第１３条　補助事業者は、補助事業における請負その他の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のために必要な調査に協力を求める措置を講じなければならない。

２　補助事業者は、契約金額１００万円未満のものを除き、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適当である場合は、ＩＮＰＩＴの承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

３　ＩＮＰＩＴは、補助事業者が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者はＩＮＰＩＴから求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

４　前３項までの規定は、補助事業の一部を第三者に負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が数次にわたるものであっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

（債権譲渡の禁止）

第１４条　補助事業者は、第９条第１項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部をＩＮＰＩＴの承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成１０年法律第１０５号）第２条第３項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和２５年政令第３５０号）第１条の３に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

２　ＩＮＰＩＴが第１８条第１項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者がＩＮＰＩＴに対し、民法（明治２９年法律第８９号）第４６７条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成１０年法律第１０４号。以下「債権譲渡特例法」という。）第４条第２項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、ＩＮＰＩＴは次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者がＩＮＰＩＴに対し、債権譲渡特例法第４条第２項に規定する通知若しくは民法第４６７条又は債権譲渡特例法第４条第２項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

（１）ＩＮＰＩＴは、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

（２）債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

（３）ＩＮＰＩＴは、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

３　第１項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、ＩＮＰＩＴが行う弁済の効力は、ＩＮＰＩＴが支出の決定を行ったときに生ずるものとする。

（事故等の報告）

第１５条　補助事業者は、自己の責任によらない理由により、補助事業を補助事業実施期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第４による事故等報告書をＩＮＰＩＴに提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第１６条　補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、ＩＮＰＩＴの要求があったときは、速やかに様式第５による状況報告書を作成し、提出しなければならない。

（実績報告）

第１７条　補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して３０日を経過した日又は補助事業完了期限日のいずれか早い日までに様式第６による実績報告書をＩＮＰＩＴに提出しなければならない。

２　ＩＮＰＩＴは、補助事業者が第１項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、期限について猶予することができる。

３　補助事業者は、第１項の実績報告を行うに当たって、その証拠となる書類を整理し、当該報告に係る年度の終了後５年間保存しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第１８条　ＩＮＰＩＴは、前条第１項の実績報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第１２条第１項に基づく計画変更の承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第７により確定された補助金の額を補助事業者に通知するものとする。

２　ＩＮＰＩＴは、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

３　前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から２０日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の支払）

第１９条　補助金は前条第１項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

２　補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第８－１又は様式第８－２による請求書をＩＮＰＩＴに提出しなければならない。

（是正のための措置）

第２０条　ＩＮＰＩＴは、補助事業の適切な遂行のため必要があると認めたときは、補助事業者に対し、補助事業に関し報告を求め、又は、補助事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。この場合において、補助事業者は協力するものとする。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第２１条　補助事業者は、本補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）（以下「消費税等仕入控除税額」という。）が生じる場合は、消費税及び地方消費税の申告により消費税等仕入控除税額が確定した後に、様式第９により速やかにＩＮＰＩＴに報告しなければならない。

２　ＩＮＰＩＴは、前項の報告がなされた場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

３　第１８条第３項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

（交付決定の取消し等）

第２２条　ＩＮＰＩＴは、第１２条第１項第４号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第９条第１項の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

（１）補助事業者が、法令、本要綱又は本要綱に基づくＩＮＰＩＴの決定若しくは指示に違反した場合

（２）補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

（３）補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

（４）補助事業者が、交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

（５）補助事業者が、申請内容の虚偽をしたこと、又は本補助金を活用して取り組む事業に対する国（独立行政法人等を含む）が助成するほかの制度（補助金、委託金等）との重複受給をしたこと等が判明した場合

（６）補助事業者が、補助事業完了期限日までに補助事業を完了しなかった場合

（７）補助事業者が、第１７条第１項に定める期限内に実績報告書を提出しなかった場合

（８）補助事業者が、第２３条第１項に定める権利化状況の報告を行わなかった場合

（９）補助事業者が、別紙４「反社会的勢力排除に関する誓約事項」に違反した場合

（１０）補助事業者が、補助事業実施期間中に別紙１に記載するみなし大企業になった場合

２　ＩＮＰＩＴは、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

３　ＩＮＰＩＴは、前項の返還を命ずる場合には、第１２条第１項第４号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請を承認した場合、並びに第１項第４号及び第５号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利１０．９５パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

４　第２項に基づく補助金の返還については、第１８条第３項の規定を準用する。

（権利化状況の報告）

第２３条　補助事業者は、補助事業の完了の日以後、３月３１日を経過した際は、補助対象出願に係る審査結果及び登録状況等に関し、様式第１０による権利化状況報告書をＩＮＰＩＴに速やかに提出し、すべての補助対象出願及び補助対象手続に係る審査結果及び登録状況等を報告するまでの間、当該報告書を毎年提出しなければならない。

２　補助事業者が、別紙１のエ．に該当する者である場合は、当該補助事業者に代わり、補助対象出願の出願人が、権利化状況報告書を提出することができる。

（事業者情報の変更）

第２４条　補助事業者は、ＩＮＰＩＴに報告している会社情報等の変更が生じた場合は、速やかにＩＮＰＩＴに届け出るものとする。

（反社会的勢力排除に関する誓約）

第２５条　補助事業者は、別紙４「反社会的勢力排除に関する誓約事項」について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（その他）

第２６条　ＩＮＰＩＴは、本要綱に定めるもののほか、補助事業の円滑かつ適正な執行を図るために必要な事項について別に定めるものとする。

２　ＩＮＰＩＴは、補助事業者に対し、本要綱に定めるもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

附　則（２０２５０３３１情館００５）

第１条　この交付要綱は、制定の日から施行し、適用する。

附　則（２０２５０４２８情館００１）

第１条　この交付要綱は、令和７年５月１日に一部改訂し、同日から施行、適用する。

附　則（２０２６０７１４情館００３）

第１条　この交付要綱は、令和８年１１月１６日に一部改訂し、同日から施行、適用する。

【補助対象者】

本事業の補助対象者は、日本国内に本社を有する者であって、下記ア．からエ．のいずれかの要件を満たす者とする。ただし、みなし大企業（下記オ．に該当する者）は、補助対象外とする。

ア．中小企業者

①資本金※1又は従業員数（常勤）※2が【表１】の数字以下となる会社又は個人。

【表１】

業種	資本金	従業員数 （常勤）
製造業、建設業、運輸業	３億円	３００人
卸売業	１億円	１００人
サービス業 （ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く。）	５，０００万円	１００人
小売業	５，０００万円	５０人
ゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業 並びに工業用ベルト製造業を除く。）	３億円	９００人
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	３億円	３００人
旅館業	５，０００万円	２００人
その他の業種（上記以外）	３億円	３００人

※１　資本金は、資本金の額又は出資の総額をいう。

※２　常勤従業員は、中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）上の「常時使用する従業員」をいい、労働基準法（昭和２２年法律第４９号）第２０条の規定に基づく「解雇の予告を必要とする者」と解される。これには、日々雇い入れられる者、２か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に４か月以内の期間を定めて使用される者、試みの使用期間中の者は含まれない。

②【表２】にある組合等に該当すること。

【表２】

組織形態
企業組合
協業組合
事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会
農業協同組合、農業協同組合連合会
漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会
森林組合、森林組合連合会
商工組合、商工組合連合会
商店街振興組合、商店街振興組合連合会

消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会
酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会※1
特定非営利活動法人※2
商工会、商工会議所※3

※１　その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の３分の２以上が３億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時３００人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の３分の２以上が５，０００万円（酒類卸売業者については、１億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時５０人（酒類卸売業者については、１００人）以下の従業員を使用する者であるもの。

※２　特定非営利活動促進法（平成１０年法律第７号）第２条第２項に規定する者であって、常時使用する従業員の数が３００人（小売行に属する事業を主たる事業とする事業者については５０人、卸売業又はサービス業に属する事業を主たる事業とする事業者については１００人）以下のもの。

※３　補助対象となる出願は、日本国で取得した地域団体商標（商標法第７条の２）に係る外国特許庁等への出願に限る。

イ．創業特定法人

資本金が３億円以下の法人であって、応募申請の日において、その設立の日以後１０年を経過していない法人。ただし、資本金が３億円を超える法人が、発行済株式の総数又は出資価格の総額の２分の１以上を単独で所有している場合又は発行済株式の総数又は出資価格の総額の３分の２以上を共同で所有している場合は、補助対象外とする。

ウ．試験研究機関等

次のいずれかに該当する者であること。

①学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する大学（②において「大学」という。）の学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教、講師、助手若しくはその他の職員のうち専ら研究に従事する者、同条に規定する高等専門学校（②において「高等専門学校」という。）の校長、教授、准教授、助教、講師、助手若しくはその他の職員のうち専ら研究に従事する者又は国立大学法人法（平成１５年法律第１１２号）第２条第３項に規定する大学共同利用機関法人（②において「大学共同利用機関法人」という。）の長若しくはその職員のうち専ら研究に従事する者

②大学若しくは高等専門学校を設置する者又は大学共同利用機関法人

③大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成１０年法律第５２号）第５条第２項に規定する承認事業者

④独立行政法人（独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２条第１項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）又は特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であって、総務省設置法（平成１１年法律第９１号）第４条第１項第８号の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。）であって、【表３】に掲げるもの

⑤【表３】に掲げる独立行政法人又は特殊法人における技術に関する研究成果について、当該研究成果に係る当該独立行政法人又は当該特殊法人が保有する特許権又は特許を受ける権利の譲渡を受け、当該特許権又は当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権についての譲渡、専用実施権の設定その他の行為により、当該研究成果の活用を行おうとする民間事業者に対し移転する事業を行う者

⑥公設試験研究機関（地方公共団体に置かれる試験所、研究所その他の機関（学校教育法第２条第２項に規定する公立学校を除く。）であって、試験研究に関する業務を行うものをいう。）を設置する者

⑦試験研究地方独立行政法人（地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。）のうち同法第６８条第１項に規定する公立大学法人以外のものであって、試験研究に関する業務を行うものをいう。）

【表３】

独立行政法人・特殊法人
国立研究開発法人日本医療研究開発機構
福島国際研究教育機構
国立研究開発法人情報通信研究機構
独立行政法人酒類総合研究所
独立行政法人造幣局
独立行政法人国立印刷局
独立行政法人国立科学博物館
国立研究開発法人物質・材料研究機構
国立研究開発法人防災科学技術研究所
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
独立行政法人国立美術館
独立行政法人国立文化財機構
国立研究開発法人科学技術振興機構
国立研究開発法人理化学研究所
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
独立行政法人日本スポーツ振興センター
国立研究開発法人海洋研究開発機構
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
独立行政法人労働者健康安全機構
独立行政法人国立病院機構
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
国立研究開発法人国立がん研究センター
国立研究開発法人国立循環器病研究センター

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
国立研究開発法人国立成育医療研究センター
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター
国立健康危機管理研究機構
独立行政法人農林水産消費安全技術センター
独立行政法人家畜改良センター
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
国立研究開発法人国際農林水産業研究センター
国立研究開発法人森林研究・整備機構
国立研究開発法人水産研究・教育機構
国立研究開発法人産業技術総合研究所
独立行政法人製品評価技術基盤機構
独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
国立研究開発法人土木研究所
国立研究開発法人建築研究所
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
独立行政法人海技教育機構
独立行政法人自動車技術総合機構
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
国立研究開発法人国立環境研究所

エ．実施権者等

上記ア．からウ．に該当する者が出願人となる別紙２に該当する出願について、当該出願人から、当該出願に関する実施権の設定等を受けた者であって、外国における発明、実用新案、意匠又は商標の権利化（出願手続）に要する経費の一部又は全部を当該出願人に代わり負担する者（上記ア．からウ．に該当する者に限る。）。

オ．みなし大企業

次のいずれかに該当する中小企業者は、みなし大企業として補助対象外とする。

①　発行済株式の総数又は出資価格の総額の２分の１以上を同一の大企業が所有している中小企業者

②　発行済株式の総数又は出資価格の総額の３分の２以上を大企業が所有している中小企業者

※大企業とは、上記ア．の中小企業者に該当しない者を指す。

※以下が株式を保有する場合は、その保有比率等をもって上記のみなし大企業の規定を適用しない。

・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社

・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

※発行済株式の総数又は出資価格の総額の２分の１以上をみなし大企業が所有している者もみなし大

企業として取り扱う。

※本条件の適用は、補助事業実施期間中にも及ぶものとする。

※福島復興再生特別措置法第８６条に規定する認定福島復興再生計画に基づき福島国際研究産業都市区域において事業を行う者であって、補助対象となる出願の基礎となる国内出願に係る特許発明又は発明が、当該事業の成果に係るもの（認定福島復興再生計画に期間の定めがある場合にあっては、当該期間の終了の日から起算して２年以内に出願されたものに限る。）である場合は、本条件を適用しない。

【補助対象出願】

補助の対象は、以下(1)及び(2)に該当する外国特許庁等への出願又は(3)に該当する外国特許庁等への出願（以下「外国特許庁への出願」という。）とする。

(1) 補助事業者（補助事業者が実施権者等に該当する場合は、実施権の設定等をする者を含む。以下「補助事業者等」という。）が既に日本国特許庁に行っている出願（特許法（昭和３４年法律第１２１号）第１８４条の３第１項（日本国特許庁に対し、特許法第１８４条の４に規定する手続（国内移行手続）を行うものに限る。）、実用新案法（昭和３４年法律第１２３号）第４８条の３第１項（日本国特許庁に対し、実用新案法第４８条の４に規定する手続（国内移行手続）を行うものに限る。）又は意匠法（昭和３４年法律第１２５号）第６０条の６第１項の規定に基づき、日本国における出願とみなされるものを含む。以下「基礎となる国内出願」という。）について、１９００年１２月１４日にブラッセルで、１９１１年6月2日にワシントンで、１９２５年１１月６日にヘーグで、１９３４年6月2日にロンドンで、１９５８年１０月３１日にリスボンで及び１９６７年7月１４日にストックホルムで改正され、並びに１９７９年9月２８日に修正された工業所有権の保護に関する１８８３年3月２０日のパリ条約（以下「パリ条約」という。）第４条の規定による優先権（以下「優先権」という。）を主張するもの。

(2) 外国特許庁への出願方法が、以下ア～エに該当するもの。

ア　当該国・地域の法令に基づき外国特許庁への出願を行う方法。

イ　１９７０年6月１９日にワシントンで作成された特許協力条約（以下「特許協力条約」という。）に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（特許協力条約による国際出願を外国特許庁等に係属させる（各国・地域への国内移行手続による）方法。）。

ウ　意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定（以下「ハーグ協定」という。）に基づき、外国特許庁への意匠登録出願を行う方法。

エ　標章の国際登録に関するマドリッド協定の１９８９年6月２７日にマドリッドで採択された議定書（以下「マドリッド協定議定書」という。）に基づき、外国特許庁への商標登録出願を行う方法。

(3) 優先権を主張しないものであって、外国特許庁への出願方法が、以下ア～ウに該当するもの。

ア　特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（特許協力条約による国際出願を外国特許庁等に係属させる（各国・地域への国内移行手続による）方法。）。ただし、この方法の場合は、日本国特許庁に対し、特許法第１８４条の４に規定する手続（国内移行手続）を行わなければならない。

イ　ハーグ協定に基づき、指定締約国に日本国を含め、外国特許庁への意匠登録出願を行う方法。

ウ　当該国・地域の法令又はマドリッド協定議定書に基づき、外国特許庁への商標登録出願を行う方法。ただし、外国特許庁への商標登録出願に係る商標は、補助事業者等が日本国特許庁に行っている商標登録出願に係る商標又は補助事業者等が有する日本国内の登録商標と対応するものに限る。

【補助対象手続】

補助対象出願に係る手続のうち、次の(1)及び(2)に該当するもの。ただし、外国特許庁への出願に関し、ＩＮＰＩＴ外国出願補助金若しくは特許庁事業である、「中小企業等海外展開支援事業（海外権利化

支援事業)、(海外出願支援事業)」、「中小企業知的財産活動支援事業費補助金（中小企業等外国出願支援事業)」、「中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金（中小企業等外国出願支援事業)」又は「中小企業等知的財産活動支援事業費補助金（日本出願を基礎としたスタートアップ設立に向けた国際的な権利化支援事業)」にて交付決定を受けた者の当該特許出願に関する手続に限る。

(1) 出願審査請求の手続。

(2) 拒絶理由通知に対する意見書及び補正書の提出手続。

【補助金額・補助率・補助対象経費】

<table>
<tr><th></th><th>中小企業者
創業特定法人
試験研究機関等（別紙１　ウ．①～③に該当する者を除く）
実施権者等</th><th>試験研究機関等
（別紙１　ウ．①～③に該当する者）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">補助金額
（出願）</td><td>１事業者あたり３００万円以内</td><td>上限なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">ただし、１出願に対する補助金額の上限は以下のとおり。
・特許出願　：２００万円以内
・実用新案出願、意匠登録出願、商標登録出願：　８０万円以内
・商標の抜け駆け対策の出願　：　４０万円以内</td></tr>
<tr><td rowspan="2">補助金額
（審査請求・中間応答）</td><td colspan="2">上限なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">１手続に対する補助金額：５０万円以内</td></tr>
<tr><td>補助率</td><td colspan="2">１／２</td></tr>
<tr><td>補助対象経費</td><td colspan="2">外国特許庁等への納付手数料、代理人費用、翻訳費用</td></tr>
</table>

※補助金額の上限は、上表の金額に当該出願の持ち分割合を乗じた額とする。

※中小企業者、創業特定法人及び試験研究機関等（別紙１　ウ．①～③に該当する者を除く。）について、本補助金の対象とする意匠登録出願及び商標登録出願は、それぞれ５件までとする。

別紙４

反社会的勢力排除に関する誓約事項

当方は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

（１）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
（２）暴力団員（暴力団対策法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
（３）暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）
（４）暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）
（５）総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
（６）社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
（７）特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）
（８）前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
イ　前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること
ロ　前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること
ハ　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること
ニ　前各号に掲げる者に資金等を供給し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
ホ　その他前各号に掲げる者と役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者）が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること

様式一覧

様式第１	交付申請書
様式第２	交付決定通知
様式第３－１	補助事業計画変更（等）承認申請書
様式第３－２	補助事業中止（廃止）承認申請書
様式第３－３	補助事業承継承認申請書
様式第４	事故等報告書
様式第５	状況報告書
様式第６	補助事業実績報告書
様式第７	補助金額確定通知
様式第８－１	補助金概算払請求書
様式第８－２	補助金精算払請求書
様式第９	消費税額等仕入控除税額の確定に伴う報告書
様式第１０	権利化状況報告書

jGrants のサイトで操作し、
申請頂く内容です。

様式第１

年　月　日

独立行政法人工業所有権情報・研修館　理事長　殿

申請者　氏名　法人にあっては名称

ＩＮＰＩＴ外国出願補助金交付申請書

ＩＮＰＩＴ外国出願補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第６条第１項の規定に基づき、上記補助金の交付について、交付要綱に定めるところに従うことを承知の上、下記のとおり申請します。

記

１．補助事業計画名

２．補助事業の開始及び終了日

３．補助事業に要する経費　　円（税抜き）

４．補助事業対象経費　　円（税抜き）

５．補助金交付申請額　　円（税抜き）

６．補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分
　補助事業計画書のとおり。

（注）申請書には、次の事項を記載した書面を添付すること。
　１．経費の明細を示す書類
　２．交付申請に必要な書類
　３．その他独立行政法人工業所有権情報・研修館が必要と認める書類

様式第２

番　　号
年　月　日

法人番号又は個人事業主管理番号
補助事業者氏名　法人にあっては名称

独立行政法人工業所有権情報・研修館
理事長　名

ＩＮＰＩＴ外国出願補助金に係る交付決定通知書

年　月　日付けで申請のありましたＩＮＰＩＴ外国出願補助金について、ＩＮＰＩＴ外国出願補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第９条第１項の規定に基づき、通知します。

記

１．補助金の交付の対象となる事業の内容は、年　月　日に申請のありましたＩＮＰＩＴ外国出願補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）のとおりとします。

２．補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

補助事業に要する経費	金	円（税抜き）
補助対象経費	金	円（税抜き）
補助金交付決定額	金	円（税抜き）

３．補助事業実施期間は、次のとおりとします。
補助事業の開始日：交付決定日
補助事業完了期限日：年　月　日

４．補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、交付申請書記載のとおりとします。

５．補助事業者は、交付要綱で定めるところに従うほか、補助事業の実施に当たっては、独立行政法人工業所有権情報・研修館の指示に従うこととします。

様式第３－１

年　月　日

独立行政法人工業所有権情報・研修館　理事長　殿

補助事業者　氏名　法人にあっては名称

ＩＮＰＩＴ外国出願補助金に係る補助事業計画変更（等）承認申請書

ＩＮＰＩＴ外国出願補助金交付要綱第１２条第１項第１号、第２号、第３号及び第６号の規定に基づき、計画変更（等）について下記のとおり申請します。

記

１．変更の内容（いずれかにチェックを入れること）
□補助金交付申請額の経費区分ごとに配分された額の変更
□交付申請時に補助事業により提供を受けようとした役務等
（ただし、単価５０万円（税抜）以上のものに限る。）の変更
□補助事業内容の変更
□破産手続き、民事再生手続き等法的整理の手続き開始
□その他

２．変更を必要とする理由

３．変更が補助事業に及ぼす影響

４．変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金交付申請額
（経費区分ごとの配分額に変更がある場合は、新旧対比表を添付すること）

５．同条の算出基礎
（添付資料として提出すること。）

＜経費明細表（新旧対比表）＞

補助事業者名：

（単位：円）

	変更前			変更後		
経費区分	事業に要する経費(税抜き)	補助対象経費（税抜き）	補助金交付決定額(税抜き)	事業に要する経費(税抜き)	補助対象経費（税抜き）	補助金交付申請額(税抜き)
外国特許庁等への納付手数料						
代理人費用						
翻訳費用						
合計						

（注）１円未満は切り捨てて計算してください。

様式第３－２

年　月　日

独立行政法人工業所有権情報・研修館　理事長　殿

補助事業者　氏名　法人にあっては名称

ＩＮＰＩＴ外国出願補助金に係る補助事業中止（廃止）承認申請書

年　月　日付けで交付決定された上記の補助事業を下記のとおり中止（廃止）したいので、ＩＮＰＩＴ外国出願補助金交付要綱第１２条第１項第４号の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

１．中止（廃止）の内容と理由

※中止（廃止）の理由（内容）は、できるだけ詳細に記載してください。

２．再開予定日

※中止の場合は補助事業の再開予定日を記載してください。

様式第３－３

年　月　日

独立行政法人工業所有権情報・研修館　理事長　殿

補助事業者　氏名　法人にあっては名称

ＩＮＰＩＴ外国出願補助金に係る補助事業承継承認申請書

年　月　日付けで交付決定された上記の補助事業を下記のとおり他に承継させたいので、ＩＮＰＩＴ外国出願補助金交付要綱第１２条第１項第５号の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

１．承継の内容

２．承継の理由

３．承継者の氏名若しくは名称及び住所

４．承継に伴い補助事業の実施体制、内容等で変更する事項

６．添付資料

(1) 承継に関する当事者の契約書案の写し
(2) 承継者の経歴及び状況を示す事業概要書（申請者の概要書とパンフレット）
(3) 承継者の誓約書（別紙）
(4) 承継者の決算関係書類（直近２年分）
(5) 承継者の登記事項証明書（法人の場合）
(6) 承継者の役員名簿（法人の場合）
(7) 承継者の株主名簿又は出資者名簿（法人の場合）
(8) 承継者が現在実施している補助事業等に関する書類（事業名、実施期間、テーマ等）

（注）６．(1)～(8)の他、独立行政法人工業所有権情報・研修館が必要と認めた書類の提出を求める場合があります。

様式第３－３　別紙

誓約書

年　月　日

独立行政法人工業所有権情報・研修館　理事長　殿

補助事業者　氏名　法人にあっては名称

年　月　日付けで交付決定されたＩＮＰＩＴ外国出願補助金に係る補助事業「〇〇〇〇（事業計画名）」の承継に関し、被承継者が独立行政法人工業所有権情報・研修館に対して有する一切の権利義務を　年　月　日付けで承継し、当該補助事業を、責任を持って続行し、成果の実現に努めることを誓約します。

また、当該補助事業に関連して、既に提出済みの書類について被承継者に開示することにつき、異議なく同意するとともに、これに必要な手続（当該書類に含まれる個人情報を当該補助金の申請及び補助事業の遂行に必要な範囲内で取り扱うことを本人に説明し、これに伴う開示について本人の同意を取得することを含みますがこれらに限りません。）を経ていることを併せて誓約します。

様式第４

年　月　日

独立行政法人工業所有権情報・研修館　理事長　殿

補助事業者　氏名　法人にあっては名称

ＩＮＰＩＴ外国出願補助金に係る事故等報告書

ＩＮＰＩＴ外国出願補助金交付要綱第１５条の規定に基づき、補助事業の事故等について、下記のとおり報告します。

記

１．補助事業の進捗状況

２．事故等の内容及び原因

３．事故等に対して採った措置

４．補助事業の遂行及び完了の予定

５．事業終了日（変更後）

（注）独立行政法人工業所有権情報・研修館が必要と認める書類の提出を求める場合があります。

様式第５

年　月　日

独立行政法人工業所有権情報・研修館　理事長　殿

補助事業者　氏名　法人にあっては名称

ＩＮＰＩＴ外国出願補助金に係る状況報告書

ＩＮＰＩＴ外国出願補助金交付要綱第１６条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．補助事業の遂行状況

（注１）具体的に記述してください。

（注２）当初のスケジュールに対して遅延しているか否かについて記述してください。遅延している場合は、その理由を記述してください。

２．補助対象経費の区分別収支概要

別紙参照。

様式第５　別紙

＜補助対象経費の区分別収支概要＞

補助事業者名：

（単位：円）

経費区分	補助金交付決定額	補助事業に要する経費（税抜き）	補助対象経費（税抜き）	補助金額
外国特許庁等への納付手数料				
代理人費用				
翻訳費用				
合計				

（注１）補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金額の欄は、状況報告書提出時に支払い済みの金額を記載してください。

（注２）１円未満は切り捨てて計算してください。

様式第６

年　月　日

独立行政法人工業所有権情報・研修館　理事長　殿

補助事業者　氏名　法人にあっては名称

ＩＮＰＩＴ外国出願補助金に係る補助事業実績報告書

上記補助金を　年　月　日付けで完了したので、ＩＮＰＩＴ外国出願補助金交付要綱第１７条第１項の規定により、下記のとおりその実績を報告します。

記

１．交　付　決　定　日　　年　月　日

２．事業計画の変更承認　　年　月　日（該当する場合記入）

３．補助金交付決定額　　円（税抜き）

４．概　算　払　受　領　日　　年　月　日（該当する場合記入）

５．概算払受領済額　　円（税抜き）（該当する場合記入）

６．補助事業に要した経費　　円（税抜き）

７．補　助　対　象　経　費　　円（税抜き）

８．補　助　金　の　額　　円（税抜き）

９．事業の実績報告
別紙のとおり。

＜外国出願番号情報（出願補助）＞

補助事業者名：

【基礎出願１】

基礎出願番号		
出願種別		
出願国・地域	外国出願番号	手続日

【基礎出願２】

基礎出願番号		
出願種別		
出願国・地域	外国出願番号	手続日

（注）補助対象となった出願についてすべて状況を報告し、報告欄は適宜追加してください。

＜審査請求・中間応答に関する情報（審査請求・中間応答補助）＞

補助事業者名：

【出願１】

外国出願番号			
手続種別		手続日	

【出願２】

外国出願番号			
手続種別		手続日	

（注）補助対象となった出願についてすべて状況を報告し、報告欄は適宜追加してください。

＜経費明細書＞

補助事業者名：

【明細表１】　（単位：円）

	交付決定時			実績		
経費区分	補助事業に要する経費（税抜き）	補助対象経費（税抜き）	補助金額(税抜き)	補助事業に要する経費（税抜き）	補助対象経費（税抜き）	補助金額(税抜き)
外国特許庁等への納付手数料						
代理人費用						
翻訳費用						
合計						

（注１）１円未満は切り捨てて計算してください。

【明細表２】　（単位：円）

出願国・地域	外国特許庁等への納付手数料	代理人費用等	翻訳費用	管理番号
合計				

（注２）補助対象経費の金額を税抜きで記載し、１円未満は切り捨てて計算してください。

（注３）証拠書類は管理番号を付して整理し、上表には経費が掲載されている証拠書類の管理番号を記入してください。

様式第７

番　　号
年　月　日

法人番号又は個人事業主管理番号
補助事業者氏名　法人にあっては名称

独立行政法人工業所有権情報・研修館
理事長　名

ＩＮＰＩＴ外国出願補助金に係る補助金額確定通知書

年　月　日付けで報告のありました上記補助金については、ＩＮＰＩＴ外国出願補助金交付要綱第１８条の規定に基づき、下記のとおり確定したので通知します。

記

補助金確定額及び精算額は、次のとおりとします。

１．補助金交付決定額　　円（税抜き）

２．補 助 金 確 定 額　　円（税抜き）

３．概 算 払 済 額　　円（税抜き）

４．精　　算　　額　　円（税抜き）

（注）概算払を行い、補助金の返納を求める場合は、「精算額」を「返納額」とします。

様式第８－１

年　月　日

独立行政法人工業所有権情報・研修館　理事長　殿

補助事業者　氏名　法人にあっては名称

ＩＮＰＩＴ外国出願補助金に係る補助金概算払請求書

年　月　日付けで交付決定の通知があった上記補助金について、ＩＮＰＩＴ外国出願補助金交付要綱第１９条第２項の規定に基づき、別紙を添えて下記のとおり請求します。

記

１．概算払請求額　　円（税抜き）

２．請求金額内容
補助金交付決定額　　円（税抜き）
今　回　請　求　額　　円（税抜き）
残　　額　　円（税抜き）

３．概算払いを必要とする理由

４．経費明細表
別紙のとおり。

５．振込先情報
金融機関名
金融機関コード
支店名
支店コード
預金の種別
口座番号
預金の名義（漢字）
預金の名義（ｶﾅ）

＜経費明細表＞

補助事業者名：

【明細表１】　（単位：円）

	交付決定額			概算払額	
経費区分	補助事業に要する経費（税抜き）	補助対象経費（税抜き）	補助金額	今回請求額（税抜き）	残額（税抜き）
外国特許庁等への納付手数料					
代理人費用					
翻訳費用					
合計					

（注１）１円未満は切り捨てて計算してください。

【明細表２】

出願国・地域	外国特許庁等への納付手数料	代理人費用等	翻訳費用	管理番号
合計				

（注２）補助対象経費の金額を税抜きで記載し、１円未満は切り捨てて計算してください。

様式第８－２

年　月　日

独立行政法人工業所有権情報・研修館　理事長　殿

補助事業者　氏名　法人にあっては名称

ＩＮＰＩＴ外国出願補助金に係る補助金精算払請求書

年　月　日付けで補助金額の確定がなされた上記補助金について、ＩＮＰＩＴ外国出願補助金交付要綱第１９条第２項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

１．補助金精算払請求額　　円（税抜き）

２．補助金額確定内容
補助金交付決定額　　円（税抜き）
補 助 金 確 定 額　　円（税抜き）
概 算 払 受 領 済 額　　円（税抜き）

３．振込先情報
金融機関名
金融機関コード
支店名
支店コード
預金の種別
口座番号
預金の名義（漢字）
預金の名義（ｶﾅ）

様式第９

年　月　日

独立行政法人工業所有権情報・研修館　理事長　殿

補助事業者　氏名　法人にあっては名称

ＩＮＰＩＴ外国出願補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告書

ＩＮＰＩＴ外国出願補助金交付要綱第２１条第１項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．補助金額（交付要綱第１８条第１項による額の確定額）
　　円

２．消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る仕入控除税額
　　円

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。

様式第１０

年　月　日

独立行政法人工業所有権情報・研修館　理事長　殿

補助事業者　氏名　法人にあっては名称

ＩＮＰＩＴ外国出願補助金に係る権利化状況報告書

年　月　日付けで補助金額の確定がなされた上記の補助事業に関し、権利化の状況等について、ＩＮＰＩＴ外国出願補助金交付要綱第２３条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

１．権利化状況の報告

【基礎出願１】

出願種別		基礎出願の番号		
①国・地域				
①その他国・地域				
①外国出願番号				
①状況・結果				
①拒絶理由通知の対応				
②国・地域				
②その他国・地域				
②外国出願番号				
②状況・結果				
②拒絶理由通知の対応				
③国・地域				
③その他国・地域				
③外国出願番号				
③状況・結果				
③拒絶理由通知の対応				

【基礎出願２】

出願種別		基礎出願の番号		
①国・地域				
①その他国・地域				
①外国出願番号				
①状況・結果				
①拒絶理由通知の対応				

②国・地域	
②その他国・地域	
②外国出願番号	
②状況・結果	
②拒絶理由通知の対応	
③国・地域	
③その他国・地域	
③外国出願番号	
③状況・結果	
③拒絶理由通知の対応	

（注）補助対象となった出願についてすべて状況を報告し、報告欄は適宜追加してください。

２．出願国・地域での事業計画の進捗状況（補助対象出願に関する事業の進捗）

※補助事業実施前と比較し、現時点の進捗状況に当てはまるものすべてにチェックを入れてください。

□　継続して海外での（輸出を含む。以下、同じ。）営業利益が発生している
□　海外での営業利益が発生した
□　継続して海外での売上が発生している
□　海外での売上が発生した
□　海外での商談が成立した
□　海外での商談が発生した
□　海外現地の拠点（現地法人、営業・生産拠点等）を設置した
□　海外現地のパートナー（代理店等）と契約した
□　海外現地のパートナーが見つかった
□　事業を一時的に中断した
□　事業を廃止した
□　その他（　　）
□　変化なし

３．賃上げの状況（応募申請時に賃上げ加点を受けた者のみ記載してください）

補助事業完了日が属する事業年度の給与総支給額　　円
前事業年度の給与総支給額　　円
賃上げ率　　％

※賃上げ率（％）は、小数第２位を切り捨てて算出してください。